

令和5年度 第7回江北町農業委員会総会議

1. 日 時 令和5年9月5日(水) 16時00分から16時30分

2. 場 所 江北町公民館 講座室

3. 出席委員 (13人)

会長 古賀 健則

副会長 岸川 満子

1番委員 武富 友清

2番委員 土井 雅義

3番委員 百崎 政光

4番委員 谷口 重光

5番委員 相原 里美

6番委員 田中 輝孝

7番委員 田中 満也

8番委員 大串 弘之

9番委員 井上 勝則

10番委員 中島 吉信

11番委員 橋本 秀徳

4. 議事日程

第1 議事録署名委員及び会議書記の指名

第2 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出について (4件)

第3 議案第1号 農農地法第3条の規定による許可申請について (1件)

第4 議案第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の意見決定について (5件)

5. 農業委員会事務局職員

局長 宮本 大樹

係長 土井 広幸

主査 原田 健太郎

6. 会議の概要

- 事務局 只今から令和5年度、第7回総会を開会いたします。
はじめに、会長より挨拶をお願いいたします。
- 会 長 **【会長挨拶】**
- 事務局 本日の出席委員は13名中13名で、農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定されている過半数の出席により総会は成立しております。
それでは、江北町農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は会長にお願いします。
- 議 長 これより議事に入ります。まず、日程第1の議事録署名委員、及び会議書記の指名を行います。江北町農業委員会会議規則第10条第3項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名することに異議はありませんか。

(異議なしの声)
- 議 長 それでは、3番委員、4番委員をお願いいたします。なお、本日の会議書記には事務局職員主査を指名します。
- 議 長 つづきまして、日程第2、報告第1号「農地法第18条第6項の規定による届出について」の報告内容を事務局からお願いします。
- 事務局 **【資料より説明】**
- 議 長 ありがとうございます。それでは、報告第1号について質問等ある方は挙手をお願いします。

(質問、意見なし)
- 議 長 ないようですので、報告第1号を終わります。
- 議 長 つづきまして、日程第3、議案第1号「農農地法第3条の規定による許可申請について」を、議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。
- 事務局 今回は贈与の1件です。では資料に沿って説明を致します。**【資料より説明】**
- 議 長 ありがとうございます。それでは、これより質疑に入ります。事務局の議案内容の説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

(質問、意見なし)

議 長 それでは採決いたします。議案第1号について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議案第1号は原案どおり決定します。

議 長 つづきまして、日程第4、議案第2号の農業経営基盤強化促進法に基づく「江北町農用地利用集積計画の意見決定について」を、議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。

事務局 それでは、第2号の議案書をご覧ください。今回、公社通しの5件で19,876平方メートルです。

【事務局より受付番号順に説明】

議 長 ありがとうございます。次に地区担当委員からの現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。受付番号1番から5番を5番委員をお願いします。

5番委員 受付番号1番ですが、現在は耕作されておらず、除草されていません。

受付番号2番から5番ですが、こちらは除草されており、管理をされています。

議 長 ありがとうございます。それでは、これより質疑に入ります。ただいまの議案内容、地区担当委員の説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

事務局 事務局より補足ですが、除草していない農地に関して今後、除草を行い管理していくとのことでした。

議 長 他に発言のある方は挙手をお願いします。

(質問、意見なし)

議 長 それでは採決いたします。議案第2号について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議案第2号は原案どおり決定します。

議 長 以上で本日の報告事項並びに議案の審議はすべて終了しました。最後に、委員から発言があれば挙手をお願いします。

(発言なし)

よろしいでしょうか。それでは以上をもちまして、江北町農業委員会第7回総会を閉会いたします。

16:30閉会

以上のとおり、農業委員会等に関する法律第27条の規定に基づく議事の顛末を記録し、記載のとおりであることを認め、ここに署名する。

議 長 .

署名委員 .

.